

※2当センターが交渉のお手伝い（あっせん）をする場合、原則として事業者宛の手紙を書いて送付していただきます。

- (1) センターによるあっせんとは、法的な指導権限や強制力を伴うものではなく、消費者と事業者との間に入って話し合いのお手伝いをして解決を目指すものです。
- (2) 相談員は代理人にはなれません。お手紙はご自身で書いていただきます。
- (3) あっせんに入ってもご要望に浴えない場合もあります。